

学校における教育活動の再開について（令和2年5月25日（月）からの対応）

府立学校

1 措置について

5月31日（日）まで臨時休業を継続し、6月1日（月）から段階的に教育活動を再開する。

- ・ただし、最終学年については、5月25日（月）から5月29日（金）の臨時休業期間中の登校日を「授業日」とすることができる（1教室あたりの人数は20人程度まで）。その際、感染への不安等により登校しない場合、欠席扱いとはしない。
- ・今後の府域の感染状況によっては、学校再開に向けた対応を変更することがある。

2 教育活動の段階的な再開

府立高校、府立中学校

① 6月1日（月）から12日（金）＜スタートアップ期間＞

- （1）1教室あたりの人数を20人程度までとした分散・短縮授業を行う。

【例】 全学年とも毎日 午前：出席番号1～20 午後：出席番号21～40

- （2）6月1日の週は3時間程度、6月8日の週は3～4時間程度の授業を実施する（最終学年を優先して授業時数を確保すること）。

- （3）公共交通機関を利用する生徒が、混雑時を避けることができるよう、登下校時間を設定する。また、活動終了後は速やかに下校させる。

- （4）学校行事、部活動は実施しない。

② 6月15（月）以降 ＜本格再開＞

- （1）1教室40人程度の通常授業の実施。

- （2）学校行事・部活動の実施可能。

※感染への不安等により登校しない場合、欠席扱いとはしない。

府立支援学校

① 6月1日（月）から、分散登校や短縮授業（3時間程度）を実施する。

② 本格再開は、障がい種別に応じて以下のとおりとする。

- ・視覚・聴覚・病弱支援学校及び職業学科を置く高等支援学校は、6月15日（月）からとする。
- ・知的・肢体不自由校は、重症化リスクが高い児童生徒へより慎重な対応を期す必要があるため、6月22日（月）からとする。

※感染への不安等により登校しない場合、欠席扱いとはしない。